

埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る交付金交付要綱

平成12年11月9日知事決裁

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県環境整備センター（以下「センター」という。）及び彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の廃棄物埋立処分事業に関連し、センターが所在する寄居町鉢形及び男衾地域並びに折原地域の生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、寄居町に対し毎年度予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付額)

第2条 当該年度交付額は、1億円とし、センターの当該年度廃棄物埋立処分量実績が10万トンを超えたときは、超えた処分量に1トン当たり1千円を乗じて得た額を次年度以降に交付する。ただし、超えた処分量に1千トン未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、平成12年度の交付額は5千万円とする。

(交付申請書の様式)

第3条 交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、毎年5月下旬までに提出するものとする。ただし、平成12年度の交付申請についてはこの限りとしない。

(交付決定通知書の様式)

第4条 交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(請求書の様式)

第5条 請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第6条 実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書は、年度終了後30日までに提出するものとする。

(その他)

第7条 この交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）を適用しない。

2 この要綱の施行に必要な事項については、別に環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

様式第1号

平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る
交付金交付申請書

発第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事

寄居町長 印

下記により、平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る交付金の交付を受けたいので、交付金交付要綱第3条に基づき申請します。

記

1 交付金交付申請額 金 円

様式第2号

平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る
交付金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

寄居町長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 発第 号で申請のあった平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る交付金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 一括払い

様式第3号

請 求 書

金 円也

ただし、平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る交付金として、上記金額をお支払い願いたく請求します。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

埼玉県知事

下記の銀行等口座に振り替えて下さい。

金融機関名

口 座 名 :

フリガナ :

口座番号 :

様式第4号

平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る
交付金交付実績報告書

発第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事

寄居町長 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知を受けた平成 年度埼玉県環境整備センター埋立処分事業に係る交付金交付事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金精算額 金 円
- 2 事業報告書及び財源内訳書
- 3 その他参考となる書類